令和５年度　朝日町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R5.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
4年度	10,974	9,361,124	236,992	1,472,850	15.7	15.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数	給与費				一人当たり	(参考)類似団体平均
	A	給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	給与費 B／A	一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	155	563,676	72,792	216,024	852,492	5,500	5,447

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数は、令和４年４月１日現在の人数である。（朝日町社会福祉協議会派遣職員１名は含まない）
また、会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

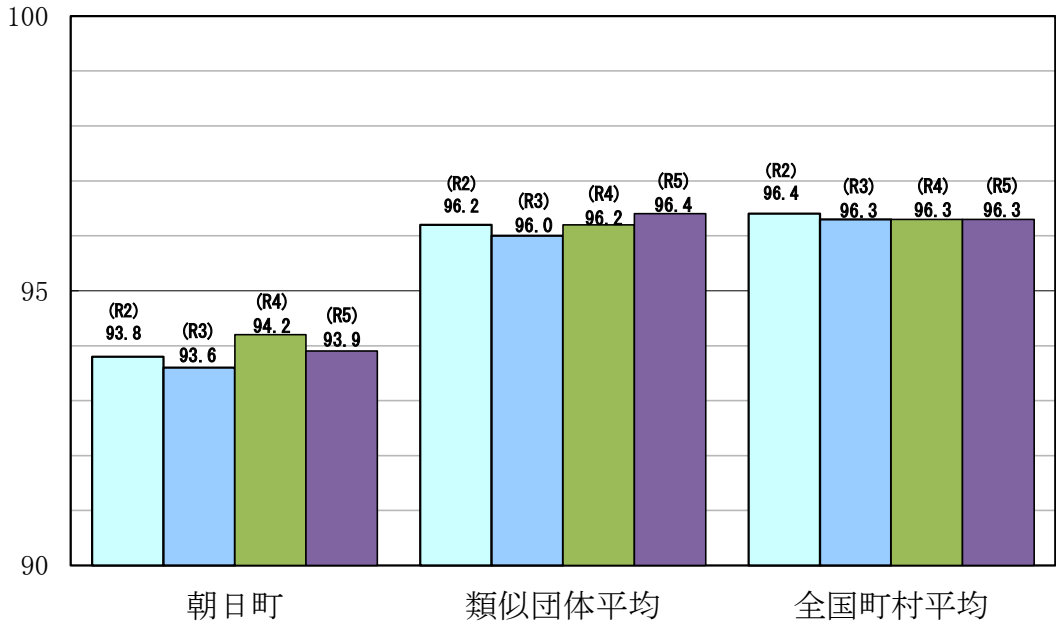

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

（5）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】　国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

［（実施）　未実施　］

実施内容

（給料表の改定実施時期）　令和4年4月1日

（内容）　一般行政職の給料表については、初任給及び若年層を対象に平均0.3%の引上げを実施。

② その他の見直し内容

期末勤勉手当について、年間0.1月分の引上げを実施。

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和５年４月１日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
朝日町	41.8　歳	300,725　円	350,274　円	318,091　円
富山県	43.4　歳	321,576　円	393,093　円	350,854　円
国	42.4　歳	322,487　円	―	404,015　円
類似団体	41.3　歳	301,670　円	356,818　円	324,493　円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国ベース）
朝日町	52.3　歳	15　人	253,207　円	262,253　円	256,760　円
うち学校給食員	50.5　歳	6　人	248,117　円	250,850　円	248,100　円
うち自動車運転手	60.2　歳	2　人	295,600　円	318,150　円	302,100　円
その他の技能労務職	51.4　歳	7　人	245,457　円	256,114　円	251,286　円
富山県	59.6　歳	13　人	254,669　円	274,046　円	260,293　円
国	51.2　歳	1,941　人	286,942　円	―	329,178　円
類似団体	52.0　歳	4　人	289,533　円	309,111　円	299,110　円

民間			参考	区分	参考		
					年収ベース(試算値)の比較		
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B		公務員(C)	民間(D)	C/D
―	―	―	―	朝日町	―	―	―
調理士	45.8　歳	259,000　円	0.97	うち学校給食員	4,099,100　円	3,441,600　円	1.19
自家用乗用自動車運転者	62.8　歳	198,400　円	1.60	うち自動車運転手	4,900,000　円	2,466,500　円	1.99

（注）１　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和２年～令和４年の３ヶ年平均）

２　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

３　年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和５年４月１日現在）

区　　分		朝　日　町	富　山　県	国
一般行政職	大　学　卒	185,200　円	191,700　円	185,200　円
	高　校　卒	154,600　円	158,900　円	154,600　円
技能労務職	高　校　卒	151,900　円	151,900　円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和５年４月１日現在）

区　　分		経　験　年　数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大　学　卒	268,450　円	301,667　円	336,640　円
	高　校　卒	284,100　円	－　円	300,600　円
技能労務職	高　校　卒	－　円	239,600　円	247,250　円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	主事	15　人	14.6　%	150,100　円	247,600　円
2　級	主事	23　人	22.3　%	198,500　円	304,200　円
3　級	係長、主査、主任	37　人	35.9　%	234,400　円	350,000　円
4　級	課長代理	8　人	7.8　%	266,000　円	381,000　円
5　級	課長、主幹	16　人	15.5　%	290,700　円	393,000　円
6　級	参事、課長	4　人	3.9　%	319,200　円	410,200　円

（注）１　朝日町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

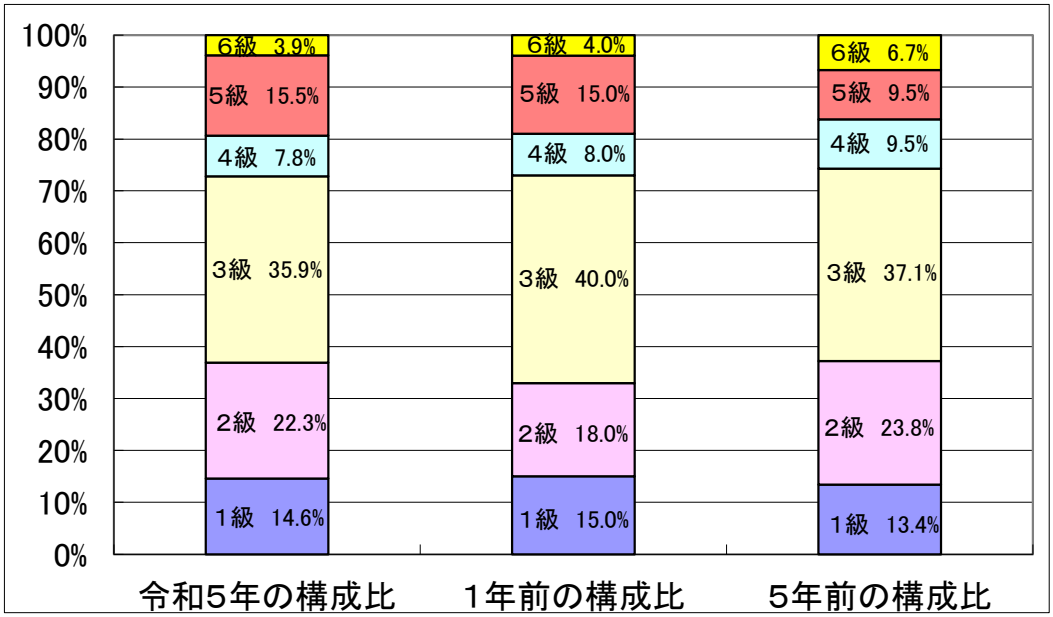

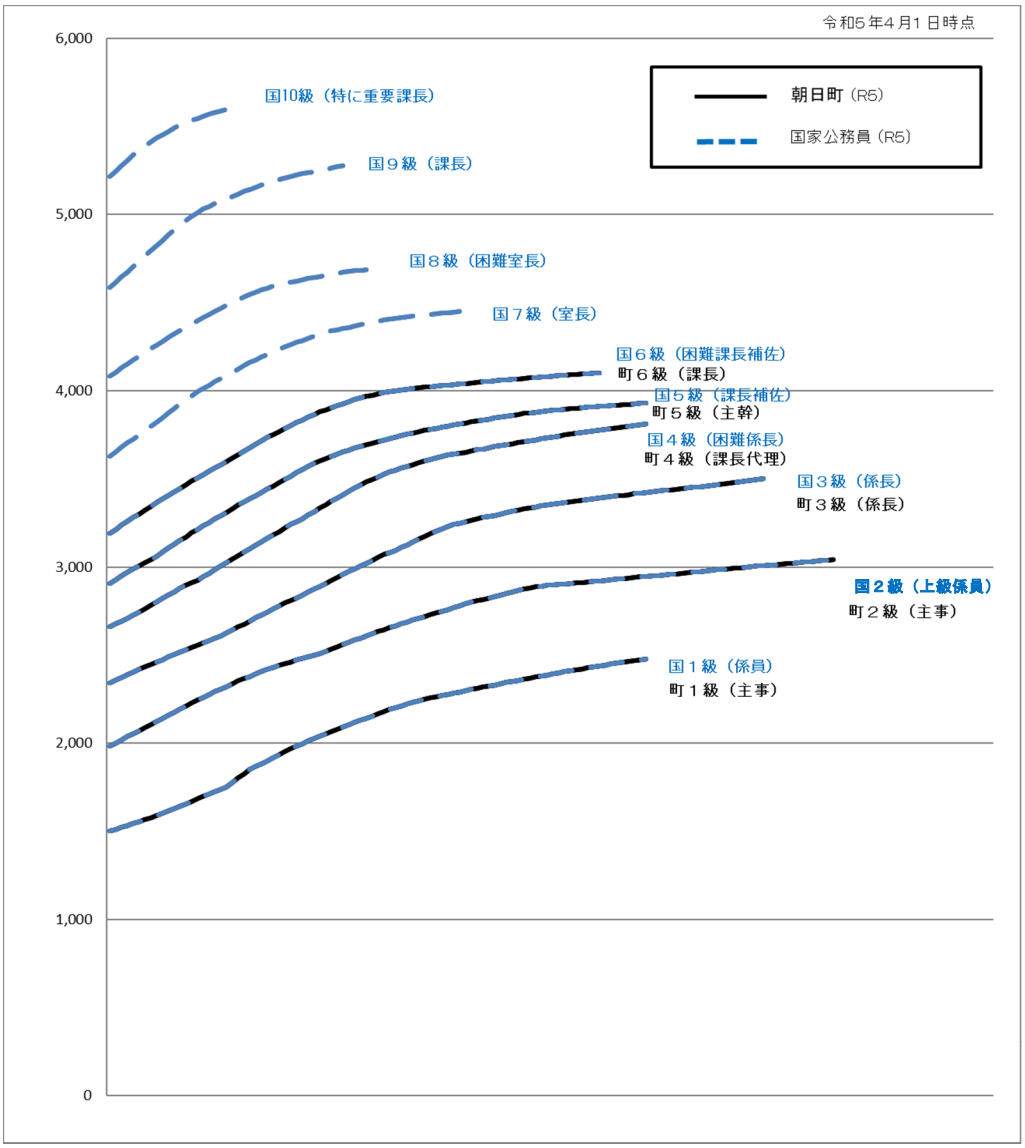
令和5年4月1日時点
朝日町（R5）
国家公務員（R5）
6,000
5,000
4,000
3,000
2,000
1,000
0
国10級（特に重要課長）
国９級（課長）
国８級（困難室長）
国７級（室長）
国６級（困難課長補佐）
町６級（課長）
国５級（課長補佐）
町５級（主幹）
国４級（困難係長）
町４級（課長代理）
国３級（係長）
町３級（係長）
国２級（上級係員）
町２級（主事）
国１級（係員）
町１級（主事）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況（公営企業職員を除く）

(1) 期末手当・勤勉手当

朝日町	富山県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,337 千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,579 千円	－
(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和５年４月１日現在）

朝日町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	7,898 千円				

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、４年度に退職した職員に支給された平均額である。

（3）特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績(4年度決算)	96 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	3,435 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給単価
訪問徴収業務等従事職員の特殊勤務手当	職員	訪問徴収業務及び滞納処分業務	45 千円	訪問徴収業務 日額300円 滞納処分業務 日額500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	職員	伝染病防疫作業	0 千円	日額750円
精神衛生業務従事職員の特殊勤務手当	精神衛生業務に従事する職員	精神障害者の診察、鑑定の立会い、保護収容または訪問指導の業務	0 千円	日額500円
行旅病人、行旅死亡人取扱作業従事職員の特殊勤務手当	職員	行旅病人、行旅死亡人の取扱	0 千円	行旅病人 日額750円 行旅死亡人 日額1,000円
自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当	自動車運転業務に従事する職員	特殊自動車の運転業務	5 千円	日額400円
用地交渉業務従事職員の特殊勤務手当	町長が定める公署に勤務する職員	用地の取得及び物件の移転のために直接その交渉に従事	0 千円	日額800円
獣類死骸処理業務従事職員の特殊勤務手当	職員	獣類の死骸処理業務	46 千円	日額400円

（4）時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	37,359 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	247 千円
支給実績(3年度決算)	34,345 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	225 千円

（５）その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	(1)配偶者　6,500円 (2)配偶者以外 ①子　10,000円 ②父母等　6,500円 ③満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ	―	10,912　千円	232,152　円
住居手当	借家等に家賃を支払っている職員に支給 (1)家賃27,000円以下の場合 家賃－16,000円 (2)家賃27,000円を超える場合 11,000円＋(家賃－27,000円)／2 (最高限度額　28,000円)	同じ	―	4,338　千円	271,116　円
通勤手当	(1)交通機関利用職員 ６箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額　1箇月当たり 55,000円 (2)自動車等使用職員 距離段階区分に応じ2,000円～31,600円	同じ	―	6,188　千円	60,672　円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて定額を支給	同じ	―	10,980　千円	549,000　円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が ①臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合 ②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合 6,000円を超えない額を支給	同じ	―	32　千円	31,992　円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 4,400円	同じ	―	1,109　千円	14,040　円

５　特別職の報酬等の状況（令和５年４月１日現在）

区分		給料月額等	
給料			(参考)類似団体における最高／最低額
	町長	810,000　円	846,000　円／　556,500　円
	副町長	670,000　円	676,000　円／　479,000　円
報酬	議長	354,000　円	354,000　円／　247,000　円
	副議長	306,000　円	306,000　円／　193,000　円
	議員	288,000　円	288,000　円／　175,000　円
期末手当	町長 副町長	(4年度支給割合) 3.30　月分	
	議長 副議長 議員	(4年度支給割合) 3.30　月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)　(支給時期)
	町長	810,000円×在職月数×500/100÷12	1620万円　任期毎
	副町長	670,000円×在職月数×280/100÷12	750.4万円　任期毎
	備考		

（注）　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分		職員数 令和4年	職員数 令和5年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		
		総務・税務	45	46	1	事務事業の見直し
		民生・衛生	69	69		
		農林水産	10	9	△ 1	事務事業の見直し
		商工	6	7	1	事務事業の見直し
		土木	5	5		
		計	138	139	1	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　127.34人 （類似団体の人口1万当たりの職員数　89.00人）
	教育部門		17	17		事務事業の見直し
	小　計		155	156	1	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　142.91人 （類似団体の人口1万当たりの職員数　107.03人）
公営企業等会計部門	病院		168	168		
	国民健康保険		4	4		
	簡易水道		2	2		
	下水道		3	3		
	その他(介護等)		6	6		
	小　計		183	183	0	
合　計			338 [406]	339 [406]	1 [　]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　310.55人

（注）１　職員数は、一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和５年４月１日現在）

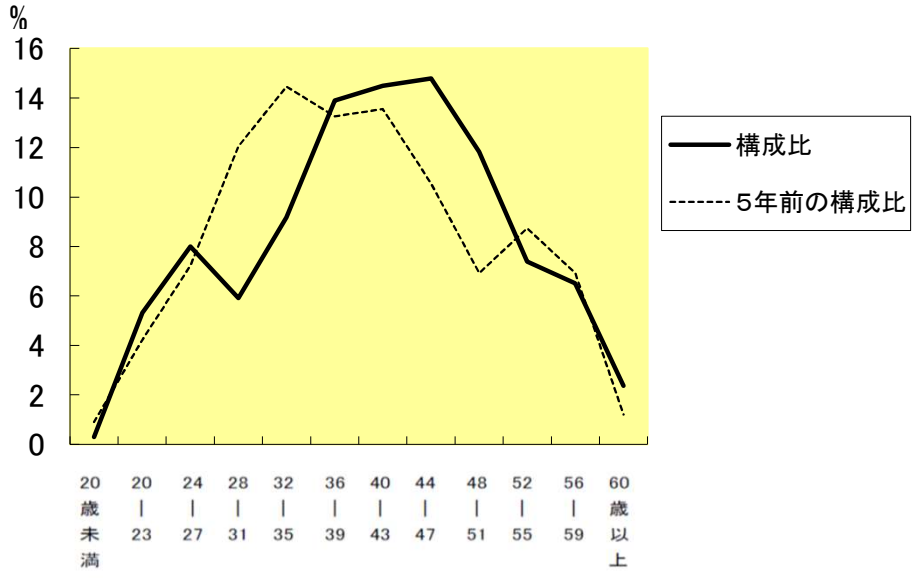

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 17	人 27	人 29	人 26	人 46	人 43	人 51	人 40	人 26	人 22	人 11	人 339

(3) 職員数の推移

（単位：人・%）

区分 / 部門	30年	元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増加率（率）
一般行政	157	148	139	139	138	139	△ 18 （▲ 11.5%）
教育	16	16	17	18	17	17	1 （ 6.3%）
消防	0	0	0	0	0	0	0 （ － ）
普通会計計	173	164	156	157	155	156	△ 17 （▲ 9.8%）
公営企業等会計	167	181	183	188	183	183	16 （ 9.6%）
総合計	340	345	339	345	338	339	△ 1 （▲ 0.3%）

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

１１　公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) ３年度の総費用に占める職員給与費比率
4年度	千円 3,365,447	千円 157,371	千円 1,425,612	% 42.4	% 43.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A	(参考)市町村平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B		
4年度	人 165	千円 604,218	千円 227,282	千円 224,442	千円 1,055,942	千円 6,400	千円 7,159

(注) 1　職員手当には退職給与金を含まない。
2　職員数は、４年３月３１日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
一般行政職	41.9　歳	293,446　円	454,442　円
医　師　職	52.9　歳	516,530　円	1,533,287　円
医療技術職	38.2　歳	290,690　円	472,200　円
看　護　職	38.9　歳	295,904　円	493,031　円

(注)　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

病　院　事　業	一　般　行　政　職
1人当たり平均支給額(4年度) 1,312　千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,337　千円
(4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.40　月分　1.90　月分 (1.35)月分　(0.9)　月分	(4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.40　月分　1.90　月分 (1.35)月分　(0.9)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和５年４月１日現在）

病　院　事　業		一　般　行　政　職	
(支給率)	自己都合　勧奨･定年	(支給率)	自己都合　勧奨･定年
勤続20年	19.6695 月分　24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分　24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分　33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分　33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分　47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分　47.709 月分
最高限度額	47.709 月分　47.709 月分	最高限度額	47.709 月分　47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)
1人当たり平均支給額	5,899　千円	1人当たり平均支給額	7,898　千円

(注)　退職手当の１人当たり平均支給額は、４年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績(4年度決算)	78,038　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	604,944　　円
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)	75.4　　%
手当の種類(手当数)	8

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給単価
訪問徴収業務等従事職員の特殊勤務手当	職員	訪問徴収業務及び滞納処分業務	0　千円	訪問徴収業務　日額300円 滞納処分業務　日額500円
自動車運転業務手当	職員	特殊自動車運転業務	3　千円	日額400円
医療業務等従事職員の特殊勤務手当	医療職給料表の適用を受ける職員のうち町長の指定する職員で、医療及び公衆衛生業務に従事した職員	医療及び公衆衛生業務	39,414　千円	勤務1月につき300,000円を超えない範囲内において町長が定める
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	診療エックス線技師又はエックス線助手	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	411　千円	日額230円
伝染病防疫作業従事職員従事職員の特殊勤務手当	職員	医療及び公衆衛生業務	12,081　千円	日額3,000円 (業務内容により日額4,000円)
夜間看護業務等従事職員の特殊勤務手当	助産師、看護師若しくは准看護師又は町長がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	25,995　千円	勤務時間が深夜の全部を含む勤務 1回　9,500円 深夜勤務時間4時間以上 1回　5,300円 深夜勤務時間2時間以上4時間未満 1回　4,800円
危険検体検査業務従事職員の特殊勤務手当	衛生検査技師	ふん便またはかくたんを被検物とする試験検査業務	86　千円	日額230円
抗がん剤調製業務従事職員の特殊勤務手当	薬剤師	抗がん剤調製業務	48　千円	日額230円

エ　時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	39,222　千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	276　千円
支給実績(3年度決算)	31,846　千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	221　千円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ　その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
初任給調整手当	医師、薬剤師、看護師で新たに採用された職員には、資格免許取得の経過期間に応じて支給する。 (1)医師　　月額414,800円 (2)薬剤師　月額 30,000円 (3)看護師　月額 20,000円	―	―	43,847　千円	996,525　円
扶養手当	(1)配偶者　6,500円 (2)配偶者以外 ①子10,000円、父母等6,500円 ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ	―	9,800　千円	233,339　円
住居手当	借家等に家賃を支払っている職員に支給 (1)家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 (2)家賃23,000円を超える場合 11,000円＋(家賃－23,000円)／2 (最高限度額　27,000円)	同じ	―	3,747　千円	234,157　円
通勤手当	(1)交通機関利用職員 ６箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額　1箇月当たり 55,000円 (2)自動車等使用職員 距離段階区分に応じ2,000円～31,600円	同じ	―	10,333　千円	93,933　円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて定額を支給	同じ	―	13,236　千円	551,500　円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ	―	6,927　千円	92,358　円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 医師　　21,000円 看護師等　7,400円	同じ	―	30,383　千円	490,045　円